

1. 日時 平成 29 年 12 月 4 日（月） 10:00～12:00
 2. 場所 滋賀県大津合同庁舎 7-D 会議室
 3. 議題 (1) 会長・副会長の選任等について
 - ①委員紹介
 - ②会長・副会長の選任
 - ③審査会運営方針について(2) (仮称) 米原風力発電事業 計画段階環境配慮書について
 - (3) その他
 4. 出席委員 市川会長、和田副会長、浦部委員、林委員、平山委員、水原委員、井上専門委員
 5. 内容 当該事業に係る計画段階環境配慮書についての説明および質疑応答
-

【議事概要】

○議題（1）について

[委員の互選により、会長に市川委員、副会長に和田委員を選出]

○議題（2）について

[事務局が計画段階環境配慮書の手続について説明]

[事業者が計画段階環境配慮書の内容を説明]

(会長)

ただ今の配慮書の説明について何かご意見がありましたらお願いします。

(委員)

この風車を建てるにあたり、その周りの土地は、ある程度樹林を伐採する必要があると思います。例えば1基当たり、どれくらい実際に伐採する必要があるのか、そのあたりのところを教えていただきたいです。

(事業者)

風車の基礎部分にアンカーを打つなどの工事が行われるもので、まだ風車の機種は選定中ですが、おおよその範囲は約500平米ぐらいを予定させていただいています。

また、その上の、上空を旋回する風車の範囲ですが、約2,000平米程度の占有をさせていただくというようなイメージと思っていただけて結構かと思います。

(会長)

今日、最後に見せていただいた写真の、土が現れているところは、風力発電の開発とは関係がないと考えていいですか。それとも、その事業の開発に伴ってこういう土の面が出てきたのですか。

(事業者)

いいえ、事業と関係のない土壌になりますので、工事によって影響が及んだというような写真ではございません。

(会長)

では、この写真で、風車の下の白く見えるところが、風車を設置することにより開発されたところと考えていいですか。

(事業者)

はい、そうです。基礎部分が写真では若干白く見える部分で、こちらで造成工事を行った基礎部分というような捉え方をしていただければと思います。

(委員)

では、実際に最初土地の改変をする場所としては、その基礎部分に加え、工事中はおそらくもう少し作業のスペースなどが必要になりますね。あとはアクセスする工事用道路と、概ねそのぐらいに考えておけばよろしいでしょうか。

(事業者)

はい。おっしゃるとおりでございます。

(委員)

今の質問について、いわゆる使われる道路の部分について分かる範囲で教えていただきたいのですが、資料の8ページで説明されている国道21号線と、既存の道路をできる限り使ってというように説明されたと思いますが、既存の道路は林道ですか。風力発電の資材などをこの林道を使って運ぶ上で、この林道は拡張などを行わずにそのまま使われるのかということと、それより先の南側の計画範囲のところの、土地の改変について、お考えをお聞かせ願えないかと思います。

(事業者)

それでは、資料の8ページ目でございますが、こちらは現在の事業実施想定区域の範囲、

それから緑色で既存の林道を示したものとなっております。風車の搬入に関しましては、できるだけこの林道を活用させていただき、なるべく改変を伴わないよう、現在、計画をさせていただいております。

また、風車の機種は決定してございませんので、一部大型風車を運行するに当たって、この林道の一部を改変するような工事等が伴う場合もございますけれども、現在のところ、計画範囲ということで、なるべくこの林道を大幅に改変しないような輸送計画を設定させていただきたいと考えております。

それから、もう一つご質問がありました、林道から南側の部分ですが、この林道から風車の予定をさせていただいている尾根部分に新しい造成計画を策定させていただいて、なるべくこの南側のほうの改変は伴わないような計画にさせていただきたいと現在は考えております。

(委員)

今はまだ配慮書段階なので詳しい内容は決まっていないと思うのですが、林道部分までですと今回の計画範囲の部分の半分だけになる。南側に関してはどのように配置をお考えですか。今、案というのは複数案を考えないかどうかということもあるのですが。

(事業者)

はい。風車の最大設置本数といたしましては現在7基を予定させていただいております。環境に配慮し、それから住民の皆さまに影響がない範囲で風車位置を選定させていただきたいと考えておりますが、万が一南側に風車等を設置させていただく場合には、この山の尾根上に林道を新たに設置させていただくということで、一番南側の風車位置までは道路を新設させていただくことも一部検討させていただいております。

(会長)

風車は大体500メートル間隔でつくられると言われましたか。

(事業者)

今のところの規定は、ブレードと呼ばれる羽根部分の約3倍が目安と言われております。大体100メートルの風車ですと300メートルぐらいの距離感を保ちながら風車が配置される予定となっております。

(会長)

それで7基と言われたので、ちょっと多めに取って500メートルとすると、3キロの範囲ですね。

(事業者)

そうですね。

(会長)

そうすると、ここの事業開発地で直線距離にすると、これの半分ぐらいということになり、北側だけであれば新たに林道とか道路をつくらなくてもできるけれども、もし南側につくるのであれば新たに道路をつくらないといけないと、そういう説明ですね。

(事業者)

はい。

(会長)

けれども、今の第1案としては、なるべく北側につくるという、そういう説明でしょうか。

(事業者)

会長がおっしゃられたとおり、この林道を活用しながら、新設の道路等は可能な限り敷設しないような計画を立てておりますが、現在の土地を所有されている皆さま、それから一部保安林等もございますので、これらの開発行為等もできるだけ縮小するようなかたちで事業配置を検討させていただきたいと考えております。

(委員)

今後そういったところを配慮していただけるのであればぜひお願いしたいと思います。この配慮書を全体的に見させていただき、風力発電ということで、鳥類とか騒音とか景観というところを主に書かれています。しかし、今のご説明の中にもありましたように、計画範囲の一部が保安林であるということと、特にこの辺りは水源涵養林として県が指定しているところであり、また、下流には絶滅危惧種のハリヨが棲んでいます。水生生物のところには、直接改変がないというような意見が書かれているのですが、実際にこの水源涵養林のところは水脈とか、いわゆる水源ですので、どういうふうなここを改変した場合に、影響が水質だけではなくて生態系のほうに及ぶかというのは、これはあくまで直接というところがあるのですが、やはり影響等が懸念されると思います。この辺りは非常に水がきれいで、平成の名水にも選ばれている地区も近くにあることも勘案しますと、もし土地の改変というものを行うのであれば十分そのあたりには配慮して、動植物に影響のないような低減回避というものを考えて、最小限に抑えるように努めていただけないかと思っております。

(委員)

景観面についてお伺いしたいのですが、対象地の米原市にも景観計画があります。配慮書を読ませていただいたのですが、景観計画に関する記述は、122ページに事業実施想定区域およびその周辺は景観重要区域には指定されていないという観点で記載がなされているだけです。確かに景観重要区域と実施想定区域は重ならないということはその通りですが、景観というのは、その区域が重なっているという観点だけではなく、遠くから見えるというものもありますので、景観重要区域から、他の区域から、見えるかどうかというところを確認されているのかということが重要です。また、一般区域には市全体がなっています。一般区域に関しては米原市の景観計画の中で「湖岸や里からの山並みへの眺望への配慮が必要である」という一文がきちんとあります。そういうところを考えると、この区域だけではなく、かなり広範にわたって山がどう見えているのかというところをきちんと評価しなければならないと思います。

今回、眺望点というのを幾つか取っていただいているのですが、その1度の線の外側であってもどのように見えるのかというところをもう少し配慮するご予定があるのかというところと、この景観計画の一般区域についてはどのように今後配慮していくのかというところについてご説明いただけますでしょうか。

(事業者)

景観につきましては配慮書の段階で189ページの予測地域、先ほどの垂直見込角1度というところで、その1度の根拠として十分見えるけれども、景観的にはほとんど気にならないというかたちでその範囲を設定しております。

今、一般的な風力発電アセスの中で大体この考え方がスタンダードになっているのですが、それ以外の範囲につきましても、もしご懸念があるような場所、今ご指摘いただいたような場所などがありましたら、方法書の段階で適切な調査地点、予測地点として選定して、影響があるかないかということも含めて、適切に予測評価をしていきたいと考えておりますので、この場所で影響を見たほうが良いというような具体的なご指導をいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

(委員)

それとも関連するのですが、この辺りの山の眺望への考え方というのは主に2つあると思っております。まず一つはその里山という点です。つまり暮らしの景観という中に、その風力発電の施設がいかに対応するかということ。もう一つは、この対象地区のもう少し南側に霊仙山がありまして、その霊仙山はかなり有名な登山道があつて、この計画の中でも登山道の主に南側のルートを示していただいています。いろいろ確かめてみると、霊仙山への登山者の方々が楽しみにしている風景は360度のパノラマであると、そういうことがいろんなところ書いてあります。登山者の方々の嗜好というのは自然風景を楽し

みにしてこられるので、こういう人工的なものというのはその登山者の嗜好とは合わないことがままありますので、その登山道から風力発電施設がどう見えるかというところを、霊仙山の最後の眺望点ということと、そのルートというところをもう少し考えていただきたいというのがあります。

そのルートのことについてもう一点、今回のルートは主に南側から行くものが多く取り上げられているのですが、北側の柏原のほうからも実は登山口があって、入山のポストみたいなものがどこかにあります。そのルートは、今回の範囲にすごく近いとは思っているのですが、その辺りはどのような関係性にあるのでしょうか。ご説明いただけますか。

(事業者)

はい。まず霊仙山の登山ルートについてなのですが、今、190ページの図にありますように事前に可視領域図を作成して、将来的に風力発電機が建った時に見えるかという検討を行っております。

その際に、一応ピンク色の部分が見えるという判断をしており、そういう根拠から今霊仙山の山頂付近に眺望点というかたちで置いておりますが、実際に194ページに記載しております登山ルートを含めて現地を踏査して、ルートから実際に見えるかどうか、あと、利用性、滞留性といったことも踏まえて霊仙山の眺望景観の地点として方法書段階での選定をしていきたいと考えております。

それと、JR柏原駅のほうからの登山ルートについてですが、配慮書の段階では一応観光マップですとか、あと、ホームページなど既存資料の中で追える範囲で設定をしております。ただ、そのようなご指摘もいただいておりますので関係市のほうにも改めてお伺いして、どういう登山ルートがあるのかということと、あと、利用状況についても方法書段階で確認をしていきたいと考えております。

(委員)

いろいろと申し上げましたが、景観の面については、もし実際に建設するとなっても、細かな位置ですとか基数であるとか配置がかなり効いてくる部分がありますので、フォトモンタージュの作成が一番最後とのお話だったのですが、計画の段階から角度だけではなく、稜線との重なり方ですとか、風車のどの部分が見えるのかとかは、結構大事なことだと思うのです。

ですので、かなり難しい問題があるかもしれないのですが、できるだけデジタルな問題だけではなく、もう少しどのように見えるのかというところをこの会議の場でも、あと一般の市民の方にも分かっていただけるようなかたちで進めていただければと思います。

(会長)

方法書、準備書の時には、この垂直見込角というか、圧迫感の評価以外にも何か評価の指標として考えておられるのですか。

(事業者)

準備書の段階では、やはり垂直見込角といっても、景観の評価としては分かりにくいところもありますので、実際にフォトモンタージュを使って写真の中でどういうふうに見えるのか、見え方として評価をしていきたいと考えております。

(会長)

他の委員の先生方、いかがでしょうか。

(委員)

鳥の渡りのルートとして非常に重要だということがこの配慮書にも書かれていて、37ページ、38ページ、39ページを見ても、この渡りのルートの中で一番中心部分を通っている。そこに風力発電というのが気になりまして、配慮書の段階でも渡り鳥について専門家の助言を踏まえて詳細な現地調査を実施するということが書かれているのですが、事業の工事の開始が32年度前半とも書かれています。実際の現地の調査の期間というのがどれぐらい取れるのか、教えていただけますか。

(事業者)

はい。今、工事の開始日として、希望として平成32年度の前半ということで記載はさせていただいておりますが、実際にはご懸念されているとおり、また私どもも大変危惧しておりますので、鳥の渡りのルートであるとか、あとイヌワシ・クマタカの生息状況、繁殖状況などについて事前に調査を行った上で、影響がないかたちで事業を展開していきたいと考えております。実際の工事はその調査の状況によって決まってくると考えております。

(委員)

調査期間を1年取ったといっても、例えばその1年の取られ方により中途半端にその渡りを調査した、繁殖状況を調査したということになってしまえば、本当の状態というのが分からないと思いますので、調査の期間を鳥の生態などに即してきちっと設定いただけたらと思います。

あと、海外の事例などを含めて、何百例もバードストライクという事例はありますので、そうしたものがどういう状況で起こっているのかということも、現地の調査と一緒に事例調査をしていただいて、どういう風力発電の配置、どういう風車が適切なのかを調べてい

ただけたらと思います。

(会長)

事業者さん、いかがですか。

(事業者)

機種を選定も含めて、現地調査等を行った上で、我々といたしましても、この事業の計画性の見直し等も考えていきたいと思っております。環境アセス、今回初めて配慮書のほうを始めさせていただきますけれども、設置ありきというよりは、まずもって環境調査等の調査事項が始まりと考えております。先ほどの着工の予定もあくまで予定というような捉え方をさせていただいて結構だと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

(委員)

はい、分かりました。

(会長)

他の委員の先生方、いかがですか。

(委員)

工事をするためには相当量の伐採が行われるということで、草木ですとか土壌、建設残土が発生すると思うのですけれど、今回、この91ページに6カ所ぐらいの産廃処理施設があるとの記載がありますが、工事期間中に発生する廃棄物はこの施設で全て処理ができますという想定なのか、それとも、もう少し出てくるので、いろいろ考えていけないといけないということなのか、お聞かせいただけないでしょうか。

(事業者)

現在、計画位置、想定区域は範囲設定をさせていただいてございますが、土量の調査等もこれからで、どの程度の量が発生するかということも、まだ試算ができていない状況でございます。

なるべく可能な範囲でこういった廃棄物等を軽減するような工事計画を策定させていただきたいと考えておりますので、この部分につきましても今後の方法書等の段階でお示しできればと考えております。

(委員)

適切な処理方法というのを考えていただきたいと思います。あと、風力発電の耐用年数というか、発電設備の更新、建ててから10年、20年後とかに更新する予定があるのか

というのをお聞かせいただけますでしょうか。

(事業者)

現在の計画でございますけれども、20年間を運転期間ということで定めてございます。いろいろな風車の事故等もございまして、メーカーの保証も大変厳しくなっておりますので、20年間は耐用するような機種選定に努めていきたい。これはメーカーの保証も加わってということで設置をさせていただく予定となっております。

また、20年後につきましては、現在はさら地にして元どおりということも考えてはおりますが、もしかしたら引き続き、風車等をリプレースというようなかたちで新しい風車に建て替えということも想定できるのか。この部分につきましては、20年後の事業がまだ見えておりませんので、その時点の社会情勢等に合わせて風車の計画も見直しをさせていただきたいと考えております。

(委員)

その風車自体も、最終的にはさら地にすると廃棄物として処理しないといけないということであると思いますので、その辺りの将来的なところも、今後の方法書、準備書の段階で考えていただければというふうに思います。

(事業者)

分かりました。ありがとうございます。

(会長)

他の委員の先生方、いかがですか。

(委員)

それでは、少し教えていただきたいことがございます。

まず鳥類の関係で専門家のヒアリングというのを実施されておられまして、記載がありますが、ここに記載してあるものが専門家ヒアリング全てということで理解してよろしいでしょうか。

(事業者)

はい。ご確認いただいている中では、専門家のヒアリングはこちらの一団体にになります。

(委員)

はい、分かりました。次に、話は少し変わるのですが、事業実施想定区域の設定のとお

ろで少しご説明がございましたが、6 ページの一番下です。イヌワシ、クマタカの生息が確認されている南側の鈴鹿山脈に近い範囲を極力除外すると書いてあるのですが、これは具体的にどうかたちでその南側を配慮されたのでしょうか。

(事業者)

7 ページで、霊仙山の辺りも含めて大きめの丸が入っている部分、やはり南側の尾根のところは風況が良いので、事業としてはこういう場所も事業実施想定区域として検討していきたいエリアではあるのです。一方で、既存資料などによりますと鈴鹿山脈にはイヌワシ・クマタカの繁殖があるということで、特に詳細な情報は持ち得ていないのですが、霊仙山の辺りにもその可能性があるかもしれないということが懸念されるので、極力その南側の部分については、事業実施想定区域の、8 ページ以降については、今は除外しているとかたちで考えております。

(委員)

霊仙山の辺りに情報があるというお話、今ご説明があったのですが、それ以外の情報というのは事業者さんとしては既存資料等では収集されておられないのでしょうか。

(事業者)

48 ページに記載しております、『日本のタカ学』ですとか、日本イヌワシ研究会誌、米原市の教育委員会の生き物調査の報告書、このような一般的に入手できるものの中から把握している状況で、どこの地点で繁殖があるなど、そういう具体的な情報については持ち得ていない段階です。

(委員)

はい、ありがとうございます。ただ、例えば今の49 ページから51 ページにかけて、分布想定図と事業実施想定区域をオーバーレイしてあるのですが、これで見ると、その南側を除外するという理由がよく理解できなかつたのですが、その辺りは何か考えておられますか。南側だけを除外された理由がよく分からないのですが、既存の資料では、赤く塗られた部分にはイヌワシ・クマタカが生息していると言うことができるわけですね。

(事業者)

霊仙山付近にはイヌワシが生息する可能性があるのではないかとということで、今、南側の付近については除外をしております。

(委員)

クマタカについてはどうでしょうか。

(事業者)

クマタカについては、この事業エリア全域にクマタカは広く生息しているというような情報をいただいておりますので、今後現地調査を行った中で、実際にどのエリアをどういう状態で利用しているのかということ把握し、適切な保全措置を検討したいと考えております。

(委員)

数年前にこの近くで同じ風力の計画があり、確か滋賀県知事からの意見書というのが岐阜県宛てに出されていると思うのですが、その事例はご存じでしょうか。

(事業者)

内容についてはこちらのほうでは把握はできておりません。

(委員)

そちらのほうの事業はかなり近傍で計画されておられたのですが、既に猛禽類の調査はかなりされておられ、イヌワシ・クマタカともに分布図までできているかと思えます。その辺りの既存資料を、もし入手できるのであれば参考にされるべきというふうには思いません。

それともう一つ、これから調査をされるにあたって、専門家にご相談される予定でしょうか。

(事業者)

はい。次の方法書の段階で実際にどういう調査をしていくのか、地点ですとか地域、その他の具体的な調査の手法を決めていかないとはいけませんので、その段階でご協力いただける方にはできる限り事前にヒアリングを行っていきたくと考えております。

また、その結果を踏まえて方法書の段階でご審議いただき、そこでのご審議の内容を踏まえて実際の調査に反映していきたくと考えています。

(委員)

この地域は私も何度か調査に入っているのですが、非常に調査が難しい地域だと思えます。視野をあまり取れる場所がなくて、特にクマタカの調査についてはかなり困難な地域だというふうに理解しております。

ただペアは生息しておりますし、その辺りを具体的にどのように調査されていかれるのかは、かなり検討していく必要があると思えます。専門家といいましても定義があるわけではないので、どの方にお問い合わせ、どういうレベルの調査をされるかは、これからも

非常に大事なものと思っておりますのでお願いしたいと思います。

それともう一つ、一番大事なところで、最後の総合的な評価のところですが、その中で特に猛禽類、鳥類等で書いておられたのですが、いずれも、どの項目を見ましても、調査結果に基づいて風車の配置位置なり、基数なり、改変区域を変更することによって、その影響は回避できる、あるいは低減できるというように、ここに記載されています。配置位置と基数と改変区域を調整すれば、重要な影響が出ると予測されていることが、回避できると考えておられますか。それとも低減だけなのでしょうか。

(事業者)

項目によっては回避が厳しいという部分もあるかと思いますが、ただ、配慮書の段階では「回避又は低減」というかたちで一つの単語のように使われているところもございます。意味合いとしては低減に近いようなかたちにならざるを得ないというふうには感覚的には感じております。

(委員)

確かに国のガイドライン等で、「回避又は低減」という一つの言葉みたいなかたちで書いており、おそらくそれを利用されたのだと思うのですが、今おっしゃったように、事業者さんとしての理解も一部については回避が難しいというふうに現時点では評価されているという理解でよろしいでしょうか。

(事業者)

実際には現地調査をしてみてもからの結果になりますけれども、感覚的にはそのように感じております。

(委員)

あともう一つ、他の委員の先生からもご指摘があったのですが、調査期間は十分な期間をとおっしゃっているのですが、現時点で猛禽類、渡りも含めまして、調査については具体的な調査期間というのはまだ決定はされておられないと思うのですが、現時点での考え方を教えてくださいと思います。

(事業者)

実際に具体的な調査時期については、今後専門家の方のヒアリングを踏まえて決定していきたいと思っております。少なくとも2繁殖期は含めたかたちで調査をしたいと思っておりますが、おそらくそれでは足りない部分も出てくると思いますので、専門家のご意見を踏まえて決定していきたいと思っております。

(会長)

幾つか言われたことで重要なことがあると思うのですが、一つは岐阜県で風力のアセスの案件があって、その時の調査データがあるのではないかと、そういうことですね。それは事務局としては把握されていますか。

(事務局)

方法書は見ておりますが、それ以降の調査結果は確認させていただきます。

(会長)

滋賀県知事意見として何か意見をだされたということですか。

(事務局)

はい。事業区域が岐阜県で、関係自治体として岐阜県条例に基づいて滋賀県の意見書が出されているという案件です。

(会長)

手続き上の話で、そのような場合は滋賀県のアセスの審査会にはかからないのですか。

(事務局)

滋賀県条例に基づくものではないので、審査会に意見を聞いておりません。

(会長)

その調査結果というのは、今岐阜県で進められている事業者さんがデータをお持ちなので、細かいところまでは当然渡すことはできないのだということですね。

(事務局)

一度確認をさせていただきますけれど、県としては難しいと思います。。

(会長)

ただ、方法書としては見ることはできると。

(事務局)

方法書としては見ることはできます。

(会長)

公開しなかったものは見られないのでしょうか。

(事務局)

今はお答えできないです。申し訳ありません。

(会長)

これは事業者さんが悪いのではないのですが、環境省の資料も、他の資料も古いですね。他にないのかもしれないのですが、今から15年とか、もっと前のデータで整理されているので、やはり大分違っているのではないかという気もします。実際に調査されるにしても、既存資料で新しいものがあればそれを使われるほうがいいと思います。

それともう一つ言われた、最後の総括表のところの回避・低減ですが、配慮書の段階では重大な影響の可能性があるとこのようにまとめられている。今後いろいろ工夫することで、回避はできないにしても低減できるというようなお考えなのですが、話を聞いていると、場所も南側は結構難しい。北側だけの中でいろいろ考えられるわけですね。

渡り鳥の図を見ても、渡り鳥の範囲から見たら狭い範囲なので、どこでも引っ掛かりますよね。私は鳥のことは分かりませんが、低減の工夫はできそうなのですか。どうすれば低減できるのですか。

(事業者)

例えば冒頭でも少しご説明しましたがけれども、滋賀県のイヌワシ・クマタカの保護指針のところで保全ゾーンがあるというところで、その保全ゾーンの中は開発行為ができないのかということ、そうではないということで、適切な環境調査をやった上で、それに応じて適切な環境保全措置を講じることで開発行為は可能であるというご判断をいただいております。

それと同様に、渡りのルートにつきましても厳密にこの狭いエリアをどのように渡っているのかというような情報が既存の資料の中ではございませんので、イヌワシ・クマタカも踏まえ、あと渡り鳥も踏まえ、現地調査の中でどういう利用の状況なのかということを確認して判断していかなければいけないと考えております。

(会長)

今後の調査結果を踏まえて、適切な環境配慮を考えていただくということですね。現状ではたぶんこれ以上は求めることはできないと思いますが、そこはよろしく願います。

(委員)

まず一点要望で、これは128ページの計画段階での配慮事項ですが、先ほどの私と他の委員からのご意見にもありましたように、水環境が選定項目に今回は入っていません。

確かに事業範囲内には河川などはないのかもしれませんが、水源涵養の保安林の一部に手を入れるということで、下流域には必ず何らかの影響が出ると思いますので、やはり水環境を調査項目として入れていただきたいということがまず一点です。

あと、業者さんのほうに伺いたいのですが、この場所を選定した理由として風況を挙げられていましたが、風力発電に雪は影響がないのですか。かなりの積雪のある場所だと思うのですが。

(事業者)

おっしゃられたとおり、冬、特に雪の影響をどうしても受けざるを得ない部分もあります。一番大きな要因は運転がストップするというよりは、例えばメンテナンスとか、そういったものに作業員が入れないとか、そういったことが若干懸念される部分となっております。

ただ、夏の風が弱い時期にメンテナンス管理は徹底いたしまして、冬の一番風が強い時期につきましては風車のほうはそのまま運転を続けさせていただいて、また機械制御により24時間監視をさせていただきますので、万が一風車等が壊れた等がございましたら、作業員が例えばスノーモービル等で現地へ赴くなど、そういった対応は随時させていただきますと考えております。

(委員)

発電量などにはそんなに影響はないのですか。

(事業者)

ブレード部分に雪が付き、その回っている回転で雪が飛び散るなど、住居が近い場合は何らかの被害等も事例としてあることはあるのですが、今回の米原市での事業におきましては、山岳地帯であり近くに民家等もございませんので、雪の影響による、そういった他都市での事例は、今のところ心配しておりません。

(会長)

水環境については、これも参考項目に入っているので、方法書以降で選定されるということでもよろしいでしょうか。

(事業者)

はい。選定してまいります。

(会長)

他にはよろしいですか。風力発電ということで、騒音・振動が問題になると思うのです

が、事務局から青野先生に何かご意見を伺われますか。

(事務局)

はい。お伺いするつもりです。

(会長)

では、ご意見を聞いてください。

(事務局)

はい。

(委員)

先ほど言い忘れたのですが、今回の景観の評価は主に風力発電の風車の部分だけなのですが、もし林道等を新設される場合は、その景観への影響についても、例えばフォトモンタージュですとか、評価される予定はありますか。

(事業者)

そちらも対象にしていきたいと思います。

(委員)

それらを総合的に評価くださるようお願いします。

(事業者)

はい。

(会長)

それでは、議題（２）についてはこれで終わりということによろしいでしょうか。

○議題（３）について

[事務局が滋賀県版環境影響評価技術ガイドの作成について、経過および進捗状況について説明]

[終了]